

# 令和7年6月文京区議会定例議会追加提案事項

【令和7年6月24日】

## 1 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充するほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 部分休業制度の拡充（第15条から第15条の5まで）
    - ⑦ 現行の部分休業制度（以下「第1号部分休業」という。）を取得できる時間帯について、「勤務時間の開始又は終わり」とされていた要件を削除する。
    - ⑧ 第1号部分休業に加え、1年につき77時間30分（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間に10を乗じて得た時間）を超えない範囲内で、1時間を単位として取得できる部分休業制度（以下「第2号部分休業」という。）を新設することとし、職員はいずれかを選択可能とする。
  - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日 令和7年10月1日
  - イ 経過措置 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における第2号部分休業に係る取得上限については、38時間45分（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間に5を乗じて得た時間）を超えない範囲内とする。

## 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 出生時両立支援制度等及び育児期両立支援制度等に係る規定の追加（第16条の6）
    - ⑦ 任命権者は、妊娠等の申出をした職員に対し、仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）に係る周知を行うとともに、出生時両立支援制度等の請求、申告又は申請（以下「請求等」という。）及び子の出生後に発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る意向を確認するための措置を講じなければならない旨を定める。
    - ⑧ 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員に対し、仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）に係る周知を行うとともに、育児期両立支援制度等の請求等及び当該3歳に満たない子の心身の状況又は家庭の状況に起因して発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る意向を確認するための措置を講じなければならない旨を定める。
  - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和7年10月1日

### 3 文京区空家等の適正管理に関する条例（新規制定）

(1) 提案理由 空家等の適正管理に関し必要な事項について定めるため、提案する。

(2) 主な内容

ア 所有者等の責務

- (7) 所有者等は、自らが所有し、又は管理する空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において当該空家等の適正な管理を行わなければならない。
- (8) 所有者等は、区が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

イ 区の責務

区は、区民等に対し、空家等の適正な管理に関する意識の啓発及び必要な支援を行うよう努めるとともに、空家等の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

ウ 区民等の役割

区民等は、適正な管理が行われていない空家等の情報を区に提供するなど、空家等の適正な管理を推進するために必要な協力に努めるものとする。

エ 緊急安全措置等

- (7) 区長は、空家等の適正な管理が行われていないことに起因して道路、広場その他公共の場所において、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある場合であって、かつ、当該空家等の所有者等に当該危険を回避するための措置を講じさせる時間的余裕がなく急迫した状況であると認めるときは、当該危険を回避するために必要な最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。
- (8) 区長は、緊急安全措置の実施に必要な限度において、その職員に、当該緊急安全措置に係る空家等に立入調査を行わせることができる。
- (9) 区長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に係る所有者等から、当該緊急安全措置に要した費用の全部又は一部を徴することができる。
- (10) 区長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置の内容について文京区空家等対策審議会に報告するものとする。

(3) 施行期日 公布の日

### 4 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 出生時両立支援制度等及び育児期両立支援制度等に係る規定の追加（第18条の6）

- (7) 教育委員会は、妊娠等の申出をした職員に対し、仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）に係る周知を行うとともに、出生時両立支援制度等の請求、申告又は申請（以下「請求等」という。）及び子の出生後に発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る意向を確認するための措置を講じなければならない旨を定める。
- (8) 教育委員会は、3歳に満たない子を養育する職員に対し、仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）に係る周知を行うとともに、育児期両立支援制度等の請求等及び当該3歳に満たない子の心身の状況又は家庭の状況に起因して発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る意向を確認するための措置を講じなければならない旨を定める。

イ その他規定の整備

(3) 施行期日 令和7年10月1日

